

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」について

株式会社豆蔵

代表取締役社長 荻原紀男

1. 不正が起こる背景を重視

- | | |
|-----|--|
| 経営者 | ・ 会社が置かれている経済的環境
・ 株価を意識した無理な事業計画
・ 閉鎖的な社内風土 |
| 従業員 | ・ 人事制度
・ 極度に厳しいノルマ |

2. 時代の変遷による組織の違い

性善説にたった文化のもとに創られた内部統制では通用しない。
性悪説にたって内部統制を構築する必要がある。
日本的分かり合い文化は通用せず。
経営者に対する保険でもある。

3. 内部統制の構築

- ・ 「事前統制」と「事後検証」
- ・ 統一的な業務フローでは通用しない。また、システムを切り離れた業務モデルもほとんど存在しえない。業務をモデル化し、可視化できるようにする。それにより他者、他部門との有機的結合を認識し、その上にたって AS IS を把握し、TO BE を定める。
- ・ 事前統制だけではなく、どうやって事後検証が可能か？
望ましいのは外部証拠との突合 どこまでやるか？
- ・ 企業規模、業態により内部統制組織は全く異なる。
統一的な基準では適合しない。
企業規模が小さい場合、事前統制は機能しないので、事後検証に注力。
- ・ 大規模企業では内部統制システム構築に時間とお金がかかりすぎる。

よって導入計画を決めて、例えば5年位の期間を定め、リスクが高い部門から始める等の移行措置が必要。

- ・ M&A により買収した子会社等の内部統制整備にも相当の時間がかかる。政策的には正しいか正しくないかではなく、適正な方向に向かわせることが重要。

4. 監査人との関係

- ・ 「有効な内部統制システムが構築されていれば、その評価によって合理的な監査範囲が決定できる。」これにより時間とお金が節約できるとあるが実際はありえない。監査人も自己の責任範囲を縮小するためにより多くの合理的証拠を入手しようとする。
- ・ 企業にとっても監査人にとっても負担増は避けられない。
- ・ 大企業の場合、1度では検証しきれないため、段階的に実施していかざるを得ない。事業部毎、工場毎など範囲を決めて実施するが、実施できない範囲があることで即、財務諸表の適正性に影響があるわけではないという認識が必要。